

## ボーイスカウト奈良県連盟スカウト旅費補助規程（案）

### （目的及び支給対象）

第1条 この規程は、本連盟に所属するスカウトが本連盟を代表して国内（県外）で開催される行事等に選出されて出席する場合、本連盟が旅費として支給する額を定める場合の内規とする。ただし、主催者から旅費が支給されない場合、旅費の一部のみ支給される場合に限る。

2 支給の相手は当該スカウトの所属する団とする。

### （支給する旅費）

第2条 支給する旅費は、鉄道、バス、船賃、航空料金とし、支給する内容は、それぞれ次の通りとする。

- 一 鉄道費はJR・私鉄を問わず、出発地の最寄りの駅から目的地の最寄り駅までとし、最も経済的な通常の経路及び方法による実費とする。また片道30km以上の場合にのみ特急料金・急行料金を支給する。
  - 二 バス、船賃および航空料金はこれらを利用しないと目的地に到達できない場合に限り支給し、最も経済的な通常の経路及び方法による実費とする。
  - 三 宿泊費、食事代等は支給しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、旅費で割引料金が適用されるときは、その額とする。
- 3 主催組織、団体が全額負担する場合は支給しないが、部分支給の場合はその不足額を支給する。

### （支払い手続き）

第三条 支払い手続きは団から地区プログラム委員長を通じて別に定める書式をもって県連盟プログラム委員会に申請する。プログラム委員会は支出の毎に事前に県連盟理事会の議を経て支払いをする。

### （例外措置）

第四条 上記の規定にかかわらず旅費を支給する必要がある場合は、県連盟理事会の議を経た上で実施する。

付則 この規程の改廃は理事会の議をもって行う

この規程は平成20年12月4日をもって施行する。

経過措置 この規定は平成19年度に遡及することができる。

